

**第29号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例**

**第30号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例**

1 経緯

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が令和3年6月9日に公布された。

上記の法改正を踏まえ、国家公務員においては「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正に加え、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇の新設、休業等の取得要件緩和について人事院の意見の申出が行われた。

国家公務員の対応を踏まえ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を実施すべく、以下のとおり条例改正を行う。

2 改正内容

出生サポート休暇（不妊治療休暇）の新設

【学校教育職員 第16条・幼稚園教育職員 第17条】

(1) 対象

不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる教職員

(2) 承認日数

一の年度（4月1日から翌年3月31日）において、5日（体外受精又は顕微授精の治療を受ける場合にあっては、10日）以内

(3) 取得単位

日または時間を単位

(4) 給与

承認期間はすべて有給とし、昇給、期末・勤勉手当の欠勤等の対象としない

(5) その他

対象や承認日数等については規則で定める。

3 施行期日

令和4年4月1日

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成20年7月4日条例第22号 (特別休暇)</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u> この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> | <p>○学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成20年7月4日条例第22号 (特別休暇)</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> |

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月28日条例第33号 (特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u> この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> | <p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月28日条例第33号 (特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> |